

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧下さい

愛知県医労連2012春闘速報21



発行 2012年6月12日 愛知県医労連・林書記次長
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

「不当労働行為」は絶対に許さない！
南医療生協労組の闘いご支援を

不当労働行為の救済申立て 7/17、第1回審問の傍聴を

南医療生協の不当労働行為救済申立て事件、昨年10月12日に第1回調査が始まり、これまでに6回の調査が行われました。

労使双方の意見をふまえて争点及び証拠が整理され、いよいよ7/17から審問が始まります。第1回審問は7/17(火)午後1時30分から、愛知県労働委員会で開催される予定で、南医療生協労働組合の小椋巖委員長が証人に立ちます。

本件は、南医療生協理事会による、組合への弾圧（不当労働行為）を止めさせ、民主的な医療・介護職場をつくるための重要な事件です。加盟組合の皆さん「不当労働行為は許さない」南医療生協労組の闘いを、大きく支援して下さい。

本事件の争点は4つ

- ① 組合専従者に「新病院職員用セキュリティーカード」を発行しないことで、移転後の病院内に自由に立ち入ることを妨害したか（支配介入）
- ② 労働組合の会議または団体交渉の会場として、新病院敷地内の会議室を利用するなどを拒否したか（支配介入）
- ③ 労働時間延長を内容とする就業規則の変更を、2011年7月の職責者説明会の前に労働組合に対する申し入れ及び協議を行わなかったか。またその後も当該変更に当たり実質的な協議を行わなかったか（支配介入）
- ④ 労働組合副執行委員長に対して、労働組合役員を理由とした昇格差別発言をしたか（支配加入）

南医療生協不当労働行為救済申立て事件 第1回審問

日時：7月17日（火）午後1時30分～4時

場所：愛知県労働委員会（愛知県庁西庁舎8階）

第2回審問8/2(木)、第3回審問8/23(木)第4回審問9/19(水)
いずれも、午後1時30分～午後4時の予定